

令和7年
4月1日施行

改正された 「標準貨物自動車運送約款」が 施行されました

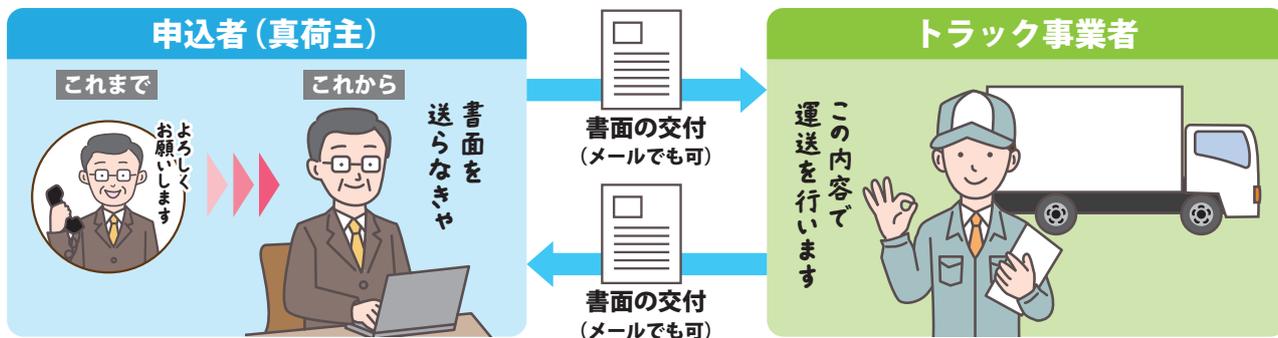


標準貨物自動車運送約款等の改正概要

1 運送契約締結時の書面交付（運送の申込み、運送の引受け）について

[関係条項: 標準貨物自動車運送約款(第六条、第七条)]

貨物自動車運送事業法の改正に伴い、運賃、料金及び附帯業務等を記載した書面（電磁的方法を含む）の交付に係る第六条（運送の申込み）、第七条（運送の引受け）について、相互に交付することになりました。



※運送の申込み、運送の引受けに係る書面交付は、申込者（真荷主）、トラック事業者双方に義務付けられます。

書面交付の詳細は裏面を参照

2 個人を対象とした運賃・料金等の店頭掲示

[関係条項: 標準貨物自動車運送約款(第三十二条)]

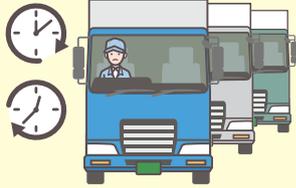
個人を対象とした運賃・料金等の店頭への掲示について、ウェブサイトにもその内容を掲載する旨が明確化されました。



● 交付書面には、以下の事項の記載が必要になります。

- ① 運送役務の内容・対価
- ② 運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ③ その他特別に生ずる費用に係る料金 (例：高速道路利用料、燃料サーチャージ等)
- ④ 契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤ 運賃・料金の支払方法
- ⑥ 書面を交付した年月日

個々の運送ごとに契約の範囲や料金を明確にしましょう！



待機時間料 (30分～)



積込料・取卸料



燃料サーチャージ



有料道路利用料 など

● 書面の交付は、メール等でも可能です。

・書面の交付は、メール等の電磁的方法により行うことも可能です。
ただし、電磁的方法により行うことを契約の相手方が承諾している場合に限りです。

● 交付した書面は、その写しを1年間保存しなければなりません。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q & A」をご参照ください。



○メール本文に法定事項を記載して送信する場合の記載例 (※赤字は法定事項)

真荷主→トラック事業者 メール送信	トラック事業者→真荷主 メール返信
<p>差出人：*****@***.co.jp 送信日時：2025年4月1日 火曜日 10:57 宛先：xxxxxx@xxx.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱</p> <p><input type="checkbox"/>運輸㈱ 御中</p> <p>下記のとおりお願いいたします。</p> <p>車種等：冷凍車1両、貨切距離制限品名：冷凍食品1トン (10パレット) 積込：4/5 12時 (○○食品 A工場) 積込：4/5 15時 (△△商店) 積込作業の委託：有、30分程度 取卸作業の委託：有、30分程度 附帯業務の内容：15時30分～16時30分、倉庫内における検品・梱入れ作業</p> <p>運送保険加入の委託：無</p> <p>運賃 50,000円 有料道路利用料 (税込) 4,000円 燃料サーチャージ 2,000円 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料：3,000円 消費税 6,000円 合計：70,000円</p> <p>支払方法：R7.4.4 銀行振込</p> <p>○○食品㈱ ○○課 国土 花子 〒***** 栃木県○○市○○1-1-1 TEL:028-111-**** / FAX:028-222-**** E-MAIL:*****@***.co.jp</p>	<p>差出人：xxxxxx@xxx.co.jp 送信日時：2025年4月1日 火曜日 13:25 宛先：*****@***.co.jp 件名：RE:【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱</p> <p>○○食品㈱ 国土さま</p> <p>メールにて依頼のありました下記の件了解しました。(※)</p> <p><input type="checkbox"/>運輸㈱ <input type="checkbox"/>課 運輸 一郎 〒xxxx-xxxx 栃木県○○市○○2-2-2 Tel:028-333-xxxx / Fax:028-444-xxxx</p> <p>-----Original Message----- 差出人：*****@***.co.jp 送信日時：2025年4月1日 火曜日 10:57 宛先：xxxxxx@xxx.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍車1両 ○○食品㈱</p> <p><input type="checkbox"/>運輸㈱ 御中</p> <p>下記のとおりお願いいたします。</p> <p>車種等：冷凍車1両、貨切距離制限品名：冷凍食品1トン (10パレット) 積込：4/5 12時 (○○食品 A工場) 積込：4/5 15時 (△△商店) 積込作業の委託：有、30分程度 取卸作業の委託：有、30分程度 附帯業務の内容：15時30分～16時30分、倉庫内における検品・梱入れ作業</p> <p>運送保険加入の委託：無</p> <p>運賃 50,000円 有料道路利用料 (税込) 4,000円 燃料サーチャージ 2,000円 積込料及び取卸料 5,000円 附帯業務料：3,000円 消費税 6,000円 合計：70,000円</p> <p>支払方法：R7.4.4 銀行振込</p> <p>○○食品㈱ ○○課 国土 花子 〒***** 栃木県○○市○○1-1-1 TEL:028-111-**** / FAX:028-222-**** E-MAIL:*****@***.co.jp</p>

(※) トラック事業者から真荷主に対してメールを返信するときは、記載例のように、真荷主から受信したメールを引用する形で「依頼を引き受ける旨」を記載すれば、返信メールの本文に改めて法定事項を記載し直す必要はない。

令和7年に改正された最新の「標準貨物自動車運送約款」をご確認ください

「標準貨物自動車運送約款」は国土交通省が制定するトラック事業者と利用者の契約条項をとりまとめたものです。

※一部のトラック事業者は、国土交通省から認可を受けた独自の運送約款を使用しています。

「標準貨物自動車運送約款」の全文は、全日本トラック協会のホームページにも掲載しています。